

【2-1-01】

高野山大学学則

昭和24年4月1日制定・施行

令和3年4月1日最終改正

第1章 総 則

第1条 高野山大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、広く教養を培い、密教、仏教、人文及び社会に亘る専門の学芸を総合的且つ有機的に教授研究するとともに、弘法大師の綜芸種智の教育理念に則り、人格を陶冶し、学問・文化の伝承と発展に寄与し社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、大学評価委員会を設け、その教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うこととする。

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。

文学部 密教学科
教育学科

第4条 文学部の定員を、次のとおりとする。

(1) 入学定員	80名
密教学科	30名
教育学科	50名
(2) 収容定員	320名
密教学科	120名
教育学科	200名

第5条 文学部の修業年限は4年とし、在籍期間は休学期間を含め8年を超えることはできない。

2 前項の8年の在籍期間を超えた者は除籍する。

第6条 本学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第7条 本学に、別科を置く。

2 別科に関する規程は、別に定める。

第2章 職員組織

第8条 本学に次の職員を置く。

学長

副学長

図書館長

密教文化研究所長

教育職員

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

その他必要な職員

2 職員の職制に関する規程は、別に定める。

第3章 教授会

第9条 本学に本学の運営に関する重要事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会は、学部・学科ごとに置くことができる。

3 教授会に関する規則は、別に定める。

第10条 削除

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

第4章 教育課程

第14条 文学部の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

2 学生は卒業までに、別に定める所定の単位を履修しなければならない。

3 文学部の授業科目の名称、各授業科目の単位数及び履修方法は別に定める。

第 15 条 本学に教育職員免許状の課程を置く。

2 教育職員免許状の種類・教科、その他必要な事項は、別に定める。

第 15 条の 2 文学部教育学科に保育士養成課程を置く。

2 保育士資格の取得に必要な授業科目、単位数及びその他必要な事項は、別に定める。

第 16 条 授業は、講義、演習、実習又は実技のいずれかにより行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第 17 条 1 授業科目を履修した学生には、試験の上所定の単位を与える。各授業科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実習、実技及び外国語については、30 時間から 45 時間までの範囲の時間の授業をもって 1 単位とする。

2 学生は、別に定める他の大学、専門職大学又は短期大学において、当該大学の授業科目を履修することができる。

3 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、教授会の議に基づき、60 単位を超えない範囲で単位を与える。

4 前項の規定は、第 23 条の規定による留学の場合に準用する。

5 本学に入学する前に大学において単位を修得した者には、教授会の議に基づき、本条第 3 項の単位をあわせて 60 単位を超えない範囲で単位を与える。

6 卒業要件として修得すべき単位数のうち、第 16 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

第 5 章 学年・学期及び休業日

第 18 条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 19 条 学年は次の 2 学期に区分する。

(1) 前期 4 月 1 日より 9 月 20 日まで

(2) 後期 9 月 21 日より 3 月 31 日まで

第 20 条 休業日は、次のとおりである。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日、開校記念日（5 月 1 日）、釈尊降誕日（4 月 8 日）、宗祖降誕日（6 月 15 日）
 - (2) 春季休業日 3 月 16 日より 4 月 5 日まで
 - (3) 夏季休業日 7 月 26 日より 9 月 15 日まで
 - (4) 冬季休業日 12 月 24 日より 1 月 14 日まで
- 2 学長は、教授会の議を経て前項各号の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第 6 章 入学・編入学・留学・転学・休学及び退学

第 21 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の 1 に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

第 21 条の 2 本学に編入学することのできる者は、別に定める。

第 22 条 本学の入学時期は、毎学年の始めとする。本学に入学を志願する者は、所定の手続を行わねばならない。入学志願及び入学についての手続に関する事項は、別に定める。

第 23 条 他の大学より本学に、本学より他の大学に留学又は転学しようとする者は、所定の手続を行わねばならない。留学又は転学に関する事項は、別に定める。

第 24 条 病気その他の事由により休学又は退学しようとする者は、保証人連署の上願い出なければならない。

- 2 休学又は退学は、教授会の議を経て、学長が決定する。ただし、休学の期間は 1 年を超えることができない。1 年を超えた場合は除籍する。

- 3 前項により休学又は退学した者が保証人連署の上復学又は再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

第7章 学 費

第25条 本学に入学を許可された者は、別表3に掲げる学費を納めなければならない。

- 2 学費は年度始め及び後期始めの2期に分け、所定の金額をそれぞれの指定期日以内に納入しなければならない。ただし、別に定めるところにより、願い出て、許可を受けた者は分納することができる。
- 3 学費は、納入後、いかなる理由があっても、これを返還しない。
- 4 学費の未納者は、受験資格及び卒業を認められない。
- 5 学費の納入を怠り、指定の期日を過ぎても納入しない者は除籍する。学費未納のため除籍された者の在学の最終日付は、既に学費を納入した年度または学期の末日とする。
- 6 休学者の学費は、授業料の半額のみ免除する。
- 7 停学に附された者も学費を納入しなければならない。
- 8 転学又は退学する者は、その期までの学費を納入しなければならない。
- 9 休学者で復学を許可された者の学費は、本人の入学年度の学費と同額とする。また、退学者で再入学を許可された者の学費は、再入学する年度の新入学生の学費と同額とする。ただし、復学料及び再入学料は、別表4のとおりとする。
- 10 学業の優秀な者及びその他正当な理由があると認められた者に対しては、学費の全額もしくは一部を免除することがある。

第8章 試験、卒業及び学士の学位

第26条 試験は、科目試験及び卒業論文試験の2種とする。

- 2 試験の評点は、100点を満点とし60点以上を合格とする。
- 3 試験及び試験の実施について必要な規程は、別に定める。

第27条 4年以上在学し所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者に卒業とし、卒業証書・学位記を授与する。

第28条 本学卒業者には、学士の学位を授与する。

- 2 学位及びその授与について必要な事項は、高野山大学学位規程で定める。

第9章 聴講生、科目等履修生、外国人学生、委託生

第 29 条 学部において開設する授業科目の一部について聴講を希望する者があるときは、選考の上聴講生として聴講を許可することがある。

- 2 聴講生は学部の開設科目を選択履修するものとし、履修した科目につき試験を受けることができる。試験に合格した科目については、履修証明書を授与する。
- 3 聴講生の聴講料は、別表 5 のとおりとする。

第 29 条の 2 本学の学生以外の者で、学部において開設する一又は複数の授業科目について単位の認定を希望する者には、選考の上、科目等履修生として受講を許可することがある。

- 2 科目等履修生の資格については、本学学則第 21 条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生の単位の認定については、本学学則第 17 条 1 項及び第 26 条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生の受講料は、別表 6 のとおりとする。
- 5 その他科目等履修生として必要な事項は別に定める。

第 30 条 外国人で本学の学部に入學を希望する者は、選考の上、外国人学生として入學を許可することがある。

- 2 外国人学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 31 条 他の機関より委託を受けた学生は選考の上、委託生として入學を許可することがある。

- 2 委託生に関し必要な事項は、別に定める。

第 32 条 本章に規定するもののほか、本学則の各章の規定は、学部の外国人学生及び委託生に適用する。

第 10 章 賞 罰

第 33 条 学業優秀、品行方正な者又は奇特な行為があった者は適当な方法によって表彰することがある。

第 34 条 本学の学生で本学の規則もしくは命令に背き又は学生の本分に反する行為があったときは、懲戒処分に附することができる。懲戒は訓戒、停学、退学の 3 種とする。

第 35 条 次の各号の 1 に該当する者は、退学処分に附する。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 11 章 公開講座

第 36 条 本学において公開講座を開設することがある。

第 37 条 公開講座の科目及び聴講料その他必要な事項は、その都度学長がこれを定める。

第 12 章 附属施設等

第 38 条 本学に附属図書館及び研究室を設け、職員、学生の研究に資する。図書館及び研究室に関する規程は、別に定める。

2 本学に附属施設以外の学外施設として、サテライト教室を設ける。サテライト教室に関する規程は、別に定める。

3 文学部教育学科の教育研究のため、河内長野キャンパスを設ける。河内長野キャンパスにおける教育学科の履修規程及びその他必要な規程は、別に定める。

第 39 条 本学に密教文化研究所を置く。密教文化研究所に関する規程は、別に定める。

第 40 条 本学に寄宿舍及び保健室を設ける。寄宿舍及び保健室に関する規程は、別に定める。

第 13 章 学則の準則

第 41 条 この学則に定めるもののほか、学則の運用について必要な規程は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定にかかわらず、平成 4 年度から平成 11 年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

密教学科 70 名

仏教学科 70 名

人文学科 100 名（哲学専攻 20 名、国文学専攻 40 名、英米文学専攻 20 名、国史学専攻 20 名）

社会学科 40 名（社会学専攻 20 名、社会福祉学専攻 20 名）

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条第 1 項別表 3 に規定する学費については、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 4 条の規定にかかわらず、各学科毎の平成 10 年度及び平成 11 年度の入学定員は、次のとおりとする。

密教学科 70 名

仏教学科 70名

人文学科 100名

社会学科 40名

3 改正後の規定にかかわらず、平成10年3月31日に在学している学生はなお従前の例による。

4 人文学科哲学専攻、国文学専攻、英米文学専攻及び国史学専攻並びに社会学科社会学専攻及び社会福祉学専攻は学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定にかかわらず、各学科毎の平成12年度から平成16年度までの入学定員は、次の表のとおりとする。

学科 \ 入学年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
密教学科	69名	68名	67名	66名	65名
仏教学科	64名	58名	52名	46名	40名
人文学科	93名	86名	79名	72名	65名
社会学科	40名	40名	40名	40名	40名
計	266名	252名	238名	224名	210名

3 第15条の2の博物館学芸員の課程は、平成12年4月1日第1年次入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に社会学科に在学している学生はなお従前の例による。

3 改正後の第4条の規定にかかわらず、各学科毎の平成13年度から平成16年度までの入学定員は、次の表のとおりとする。

学科 \ 入学年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
密教学科	60名	55名	55名	45名
仏教学科	40名	35名	35名	35名
人文学科	70名	60名	50名	50名
社会福祉・社会学科	40名	40名	40名	40名
計	210名	190名	180名	170名

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日に人文学科に在学している学生はなお従前の例による。
- 3 仏教学科は学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。
- 4 改正後の第 4 条の規定にかかわらず、各学科毎の平成 15 年度から平成 17 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学科 \ 入学年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
密教学科	244 名	235 名	235 名
仏教学科	139 名	75 名	35 名
人文学科	223 名	130 名	60 名
日本文化学科	35 名	70 名	105 名
社会学科	40 名		
社会福祉・社会学科	115 名	150 名	145 名
計	796 名	660 名	580 名

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条、第 4 条及び第 14 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に密教学科、日本文化学科及び社会福祉・社会学科に在学している学生はなお従前の例による。
- 3 日本文化学科及び社会福祉・社会学科は学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。
- 4 改正後の第 4 条の規定にかかわらず、各学科毎の平成 18 年度から平成 20 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学科 \ 入学年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
密教学科	230 名	220 名	210 名
スピリチュアルケア学科	55 名	110 名	145 名
日本文化学科	105 名	70 名	35 名
社会福祉・社会学科	105 名	70 名	35 名
計	495 名	470 名	425 名

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に在学している学生はなお従前の例による。
- 3 スピリチュアルケア学科の学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。
- 4 改正後の第 4 条の規定にかかわらず、各学科毎の平成 22 年度から平成 24 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学科	入学年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
密教学科		200 名	200 名	200 名
スピリチュアルケア学科		145 名	110 名	55 名
計		345 名	310 名	255 名

附 則

この学則は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条第 1 項別表 3 に規定する学費については、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 25 条第 1 項別表 3 の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に在学している学生はなお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、人間学科に令和 3 年 3 月 31 日に在学している学生はなお従前の例による。

3 人間学科は学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

4 改正後の第4条の規定にかかわらず、各学科毎の令和3年度から令和6年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部・学科 \ 入学年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
密教学科	120名	120名	120名	120名
人間学科	60名	40名	20名	—
教育学科	50名	100名	150名	200名
計	230名	260名	290名	320名

別表1 削除

別表2の1 削除

別表2の2 削除

別表3 (第25条第1項関係) 学 費 単 位 円

密教学科	入学金	前期授業料	後期授業料	教育充実費	合 計
入学年度	200,000	380,000	380,000	220,000	1,180,000
次年度以降	—	380,000	380,000	220,000	980,000

教育学科	入学金	前期授業料	後期授業料	教育充実費	合 計
入学年度	200,000	440,000	440,000	300,000	1,380,000
次年度以降	—	440,000	440,000	300,000	1,180,000

別表4 (第25条第9項関係) 復学料及び再入学料

20,000円

別表5 (第29条第3項関係) 聴講料

一科目につき、年額 20,000円

別表6 (第29条の2第4項関係) 受講料

一単位につき、10,000円
